議案第16号

調布市介護保険条例の一部を改正する条例

上記の議案を提出する。

平成 2 9 年 2 月 2 7 日

提出者 調布市長 長 友 貴 樹

提案理由

平成29年度における保険料率の特例を定めるとともに、所要の改正及び規定の整備を行うため、提案するものであります。

調布市介護保険条例の一部を改正する条例

調布市介護保険条例(平成12年調布市条例第9号)の一部を次のように 改正する。

第2条第2項第2号ア中「第8条の2」を「法第8条の2」に改める。

第8条第6号ア中「地方税法」を「当該保険料の賦課期日の属する年の前年の合計所得金額(地方税法」に、「(以下「合計所得金額」という」を「をいう。以下同じ」に改め、同条第7号ア、第8号ア、第9号ア、第10号ア、第11号ア及び第12号ア中「合計所得金額」を「当該保険料の賦課期日の属する年の前年の合計所得金額」に改める。

第9条第2項中「よりがたい」を「より難い」に改める。

第12条中「同様」を「また同様」に改める。

附則第11条を附則第12条とし、附則第10条を附則第11条とする。

附則第9条各号列記以外の部分中「第39条第1項第3号」を「第39条 第1項第3号,平成29年度においては令附則第20条第1項第2号及び第 3号」に改め、同条を附則第10条とする。

附則第8条中「(昭和32年法律第26号)」を削り, 同条を附則第9条とする。

附則第7条の次に次の1条を加える。

(平成29年度における保険料率の特例)

- 第8条 平成29年度における保険料率は、第8条の規定にかかわらず、次 の各号に掲げる第1号被保険者の区分に応じ、当該各号に定める額とする。
 - (1) 令附則第20条第1項第1号に掲げる者 2万8,080円
 - (2) 令附則第20条第1項第2号に掲げる者 3万9,000円

- (3) 令附則第20条第1項第3号に掲げる者 4万6,800円
- (4) 令附則第20条第1項第4号に掲げる者 4万9,920円
- (5) 令附則第20条第1項第5号に掲げる者 6万2,400円
- (6) 次のいずれかに該当する者 6万8,640円
 - ア 平成28年の合計所得金額(租税特別措置法(昭和32年法律第26号)第33条の4第1項若しくは第2項,第34条第1項,第34条の2第1項,第34条の3第1項,第35条第1項,第35条の2第1項又は第36条の規定の適用がある場合には,当該合計所得金額から令附則第19条第2項に規定する特別控除額を控除して得た額とする。以下この条において同じ。)が120万円未満である者であり,かつ,前各号のいずれにも該当しないもの
 - イ 要保護者であって、その者が課される保険料の額についてこの号の 区分による額を適用された場合において保護を必要としない状態とな るもの(令附則第20条第1項第1号イ((1)に係る者を除く。)、 次号イ、第8号イ、第9号イ、第10号イ、第11号イ又は第12号 イに該当する者を除く。)
- (7) 次のいずれかに該当する者 7万8,000円
 - ア 平成28年の合計所得金額が190万円未満である者であり、かつ、 前各号のいずれにも該当しないもの
 - イ 要保護者であって、その者が課される保険料の額についてこの号の区分による額を適用された場合において保護を必要としない状態となるもの(令附則第20条第1項第1号イ((1)に係る者を除く。)、次号イ、第9号イ、第10号イ、第11号イ又は第12号イに該当する者を除く。)
- (8) 次のいずれかに該当する者 9万3,600円
 - ア 平成28年の合計所得金額が290万円未満である者であり、かつ、 前各号のいずれにも該当しないもの
 - イ 要保護者であって、その者が課される保険料の額についてこの号の 区分による額を適用された場合において保護を必要としない状態とな るもの(令附則第20条第1項第1号イ((1)に係る者を除く。)、

次号イ、第10号イ、第11号イ又は第12号イに該当する者を除く。)

- (9) 次のいずれかに該当する者 10万6,080円
 - ア 平成28年の合計所得金額が400万円未満である者であり、かつ、 前各号のいずれにも該当しないもの
 - イ 要保護者であって、その者が課される保険料の額についてこの号の 区分による額を適用された場合において保護を必要としない状態とな るもの(令附則第20条第1項第1号イ((1)に係る者を除く。)、 次号イ、第11号イ又は第12号イに該当する者を除く。)
- (10) 次のいずれかに該当する者 11万8,560円
 - ア 平成28年の合計所得金額が600万円未満である者であり、かつ、 前各号のいずれにも該当しないもの
 - イ 要保護者であって、その者が課される保険料の額についてこの号の 区分による額を適用された場合において保護を必要としない状態とな るもの(令附則第20条第1項第1号イ((1)に係る者を除く。)、 次号イ又は第12号イに該当する者を除く。)
- (11) 次のいずれかに該当する者 13万7,280円
 - ア 平成28年の合計所得金額が1,000万円未満である者であり、 かつ、前各号のいずれにも該当しないもの
 - イ 要保護者であって、その者が課される保険料の額についてこの号の 区分による額を適用された場合において保護を必要としない状態とな るもの(令附則第20条第1項第1号イ((1)に係る者を除く。)又 は次号イに該当する者を除く。)
- (12) 次のいずれかに該当する者 14万9,760円
 - ア 平成28年の合計所得金額が1,500万円未満である者であり、 かつ、前各号のいずれにも該当しないもの
 - イ 要保護者であって、その者が課される保険料の額についてこの号の 区分による額を適用された場合において保護を必要としない状態とな るもの(令附則第20条第1項第1号イ((1)に係る者を除く。)に 該当する者を除く。)
- (13) 前各号のいずれにも該当しない者 16万5,360円

附則

この条例は、平成29年4月1日から施行する。